

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

## WASTE TODAY

9月号  
2017

2017.9.5

発行者：株式会社リーテム

## ✓ 今月のテーマ

### 「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会(第1回)について」

いわゆる雑品スクラップの不適正保管等による火災などが多発していることを受け、これらの保管状況等のルール策定にあたっての検討会(有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会(第1回))が先日開催されましたので、その検討会での議論やその内容を一部紹介します。

#### 🗨️ 今後議論される主な議題

- ① 対象機器(有害使用済機器)の指定
- ② 有害使用済機器の保管及び処分に関する基準  
(その他にも現状の保管等に関する調査の実施なども議事としては上がってはいましたが、今後の動きに注視するため、本コラムでは、この2点に絞ってご紹介します。)



#### 🗨️ ①対象機器(有害使用済機器)の指定(案)

- ・ 家電リサイクル法対象の「家電4品目」及び小型家電リサイクル法対象の「小型家電28品目」は、含有される鉛が流出する可能性や内蔵バッテリーによる火災の可能性もあり、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある
- ・ このため、「家電4品目」、「小型家電28品目」をすべて指定することとしてはどうか

#### 🗨️ ②有害使用済機器の保管及び処分に関する基準(案)

- ◇保管
  - ・ 保管場所の要件(囲いの設置、掲示板の設置)
  - ・ 保管場所からの飛散・流出・地下浸透防止(排水溝の設置や底面不透性素材の使用、保管高制限)
  - ・ 有害使用済機器と他の物の分別保管
  - ・ 保管時の火災発生防止等
  - ・ ねずみ及び害虫の発生防止
- ◇処分
  - ・ 処分の方法(飛散・流出防止、フロン回収等実態に応じて規定)
  - ・ 処分施設の生活環境保全措置
- ◇環境省  
有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会(第1回)の開催について  
<http://www.env.go.jp/press/104479.html>



株式会社リーテム TEL.03-3251-7041 Mail. info@re-tem.com

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7F <http://www.re-tem.com/>

#### ◇サービス紹介



廃棄物処分・資源再生サービス  
(使用済小型家電リサイクル)  
[https://www.re-tem.com/service/service\\_list/small-appliance/](https://www.re-tem.com/service/service_list/small-appliance/)



環境コンサルティング  
(廃棄物管理コンサルティング)  
[https://www.re-tem.com/service/service\\_list/waste-management/](https://www.re-tem.com/service/service_list/waste-management/)